

鹿児島県サイクルステーション等整備支援事業費補助金 実施要領

本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）を推進するため、自転車による観光客の利便性向上を目的として、サイクルスタンド等の整備に関する事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

I サイクルステーション整備事業

1 補助対象者

鹿児島県内の市町村、観光協会、観光地域づくり団体及び観光関連事業者とします。

※ 「観光協会」及び「観光地域づくり団体」とは、次の各号に掲げるいずれかの団体とします。

(1) 法人格を有する団体で、次のア及びイのいずれも満たす者

ア 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入に取り組み、あわせて観光振興に資する取組を行う団体

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人

(2) 法人格を有しない団体で、次のアからウのいずれも満たす者

ア 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入に取り組み、あわせて観光振興に資する取組を行う団体

イ 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

ウ 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること

※ 「観光関連事業者」とは、飲食店、土産店、観光施設等、地域の観光産業に資する事業者とします。

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

ア 市町村、観光協会及び観光地域づくり団体（以下、「市町村等」という。）が、下記の補助対象設備（以下、「対象設備」という）を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。

イ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。

【対象設備】

設 備	規 格
サイクルスタンド	新品で、自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。
フロアポンプ (空気入れ)	新品で、空気圧ゲージ付 (1,100kPaまで注入可能) 仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・ タイヤレバー 3本組セット ・ 六角レンチセット(2/2.5/3/4/5/6/8) ・ プラスドライバー

(2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内

ただし、1事業者（もしくは1設置場所）につき、1回の申請とし、その上限額を18千円とします。

(3) 対象施設

対象設備を設置する施設は、本県を訪れる観光客が「九州・山口広域推奨ルート」及び「鹿児島県サイクルモデルルート」を自転車により通行する際に立ち寄ることが可能な位置に立地する施設とします。

II サイクリストに優しい宿整備事業

1 補助対象者

鹿児島県内の宿泊事業者（旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。）及び民泊事業者（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者とします。

ただし、以下のいずれかに該当するものを除きます。

- (1) 国及び鹿児島県が所有、管理又は運営するもの
- (2) 宗教法人が管理又は運営するもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

ア 施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの。

イ 以下に示す設備を設置するもの。

設 備	規 格
フロアポンプ (空気入れ)	新品で、空気圧ゲージ付（1,100kPaまで注入可能） 仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・ タイヤレバー 3本組セット ・ 六角レンチセット(2/2.5/3/4/5/6/8) ・ プラスドライバー

(2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1宿泊施設につき、1回の申請とし、その上限額を50千円とします。

Ⅲ 共通事項

1 事業期間

原則として、当該年度2月末日までに整備・支払が完了するものを補助対象とします。

2 交付決定

交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。

(1) 申請受付期間

令和7年7月～令和8年2月27日（金）

※ 予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

(2) 申請方法

申請書及び各添付書類を揃えて、郵送にて提出してください。

【あて先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県PR観光課

「サイクルステーション等整備事業費補助金受付係」 あて

※ 差出人の住所及び氏名を記載してください。

※ 送料は必ず申請者側のご負担でお願いします。

(3) 必要書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

※ 補助要綱・申請様式等は県PR観光課ホームページでダウンロードできます。

申請に必要な書類
○ 補助金交付申請書（様式第1号） ○ 誓約書（様式第1号別紙） ○ 事業計画書（様式第2号） （添付資料） (1) 対象設備の設置場所の地図 (2) 対象設備の機種名、型式、性能等が確認できる書類 (3) 対象設備の設置に係る見積書の写し ○ 収支予算書（様式第3号）

3 注意事項

(1) 補助金の申請要件について

次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者の運営に関係している場合又は間接事業者である場合は、補助金の交付申請をすることができません。

ア 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 前1号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

(2) 着手時期について

着手時期は、原則として交付決定のあった日以降とします。

(3) 消費税の取り扱いについて

課税事業者については、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

(4) 補助金の支払いについて

県からの補助金の支払いは、以下の書類による事業報告実績報告書等による検査後となります。

補助事業が完了した際は、実績報告書の提出をお願いします。これを受けて、県は完了検査を実施します。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

事業報告に必要な書類
○ 実績報告書（様式第9号） ○ 事業実績書（様式第2号） （添付資料） (1) 対象設備の設置状況が分かる写真 (2) 対象設備の購入に要した費用に係る領収証等の写し ○ 収支決算書（様式第3号）

- (5) 同一施設における「Ⅰサイクルステーション整備補助金」及び「Ⅱサイクリストに優しい宿整備補助金」の併用について

「サイクリストに優しい宿整備補助金」の補助対象となる事業者で、宿泊者以外への飲食等のサービスの提供を行う場合は両補助金の併用が可能です。ただし、使用の用途が同一の設備の購入は出来ません。

4 「かごしまサイクルステーション」、「鹿児島県サイクリストに優しい宿」の認定

補助金の交付対象施設のうち、以下に掲げる条件を満たす施設については、「かごしまサイクルステーション」、「鹿児島県サイクリストに優しい宿」として認定し、のぼり・ステッカーを配布しますので、目に付きやすい場所へ設置をお願いします。

認定施設については、県観光サイト内サイクルツーリズム特集ページで紹介させていただきます。

○ 「かごしまサイクルステーション」認定条件

- (1) サイクルラックが設置されていること
- (2) スポーツサイクル対応の空気入れの貸出が可能であること
- (3) 水分補給が可能であること（自動販売機の設置等）
- (4) トイレ利用が可能であること

○ 「鹿児島県サイクリストに優しい宿」認定条件

- (1) 室内（フロント、ロビー、客室等）で自転車の預かり・保管が可能であること
- (2) フロント等にて荷物の保管が可能であること
- (3) 洗濯が可能であること（近隣のコインランドリーの案内でも可）